

改正

平成15年4月1日告示第22号

平成15年5月8日告示第39号

平成17年4月1日告示第33号

平成18年3月31日告示第34号

平成19年3月30日告示第28号

平成19年9月28日告示第50—2号

平成20年12月15日告示第78号

平成22年12月14日告示第81号

平成23年7月5日告示第53号の2

平成25年3月27日告示第18号

平成28年3月18日告示第17号

平成30年3月27日告示第33号

平成30年12月28日告示第134号

令和2年3月27日告示第64号

令和4年3月3日告示第11号

下田市小口資金融資制度及び利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金融機関からの借入を困難とする小規模事業者に必要な小口事業資金の融資の円滑化を図り、事業の維持発展に資することを目的とし、その融資に係る利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）及びこの要綱の定めるところによる。

(取扱金融機関)

第2条 この要綱において「取扱金融機関」とは、静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関し約定し、かつ、市内に店舗を有する金融機関で、この要綱による資金の取扱いに関し契約したものをいう。

(融資対象者)

第3条 融資対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げるものをいう。ただし、常時使用する従業員の数が、30人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については10人）以下であるものとする。
- (2) 市内で申込日以前3月以上引き続き、同一業種に属する事業を営んでいること。
- (3) 事業税又は市税について、本制度の申込日以前において、納期が到来した税額（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を完納していること。
- (4) 協会の信用保証対象資格があること。
- (5) 個人事業者については、市内に店舗を有し、かつ、市内に住所を有するものに限る。

（融資の条件）

第4条 融資の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 資金使途 事業資金
- (2) 融資限度額 700万円
- (3) 融資期間 5年以内
- (4) 融資利率 毎年度取扱金融機関との間で、同意書を取り交わす利率とする。
- (5) 償還方法 元金均等の月賦償還とする。
- (6) 担保及び保証人 協会の定めるところによる。
- (7) 信用保証及び保証料 協会の保証付きとし、保証料は協会の定めるところとする。

（融資の申込み）

第5条 融資を受けようとする者は、次に掲げる書類を下田商工会議所に提出して申し込むものとする。

- (1) 信用保証委託申込書
- (2) 信用保証委託契約書 1部
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協会が必要と認めるもの

2 下田商工会議所は、融資の申込みがあったときは、速やかに必要な事項を調査し、関係書類を市長へ送付するものとする。

（融資の承諾及びあっせん）

第6条 市長は、融資申込みについて内容の審査を行った上、関係書類を協会へ送付するものとする。

2 協会は、前項の規定により申込書類の送付を受けたときは、直ちに審査を行い、適当と認めたときには取扱金融機関に保証の承諾を行うものとし、取扱金融機関以外から申込書等の送付を受

けたときは、速やかに審査を行い、適当と認めたときには取扱金融機関に融資のあっせんを行うものとする。

(融資の実行)

第7条 取扱金融機関は、前条の規定による融資の承諾又はあっせんがあったときは、速やかに融資を実行するものとする。ただし、特別な理由により融資を実行することができないと決定したときは、その理由を付して協会に報告するものとする。

2 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資を行うに当たり、歩積・両建預金を要求してはならない。

(融資条件の変更等)

第8条 協会は、取扱金融機関により融資が実行された後、融資期間の延長等当初の融資内容に変更が生じた旨の報告を受けたときは、市長に報告するものとする。

(被災小規模事業者の償還猶予等)

第9条 災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動された災害により被害を被った者（以下「被災小規模事業者」という。）がこの要綱により既に融資を受けているときは、当該融資資金の返済を6月猶予し、かつ、返済期間を6月延長することができる。この場合において、当該被災小規模事業者は、市長の発行する被災証明書を添付の上、取扱金融機関に申し込むものとする。

(報告)

第10条 協会は、この要綱による融資についての保証の状況等を、別に定めるところにより市長に報告するものとする。

(同意書)

第11条 市長は、毎年度取扱金融機関との間で、この要綱に基づき実行される融資の金融機関基準金利、融資利率、利子補給率等に関し、同意書を取り交わすものとする。

(遵守事項)

第12条 この要綱に基づき融資を受けた者（以下「小口資金借受者」という。）は、この要綱並びに協会及び取扱金融機関との約定を遵守しなければならない。

2 市長は、小口資金借受者について、関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用その他のこの要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(利子補給金の交付対象者)

第13条 利子補給金の交付対象者は、小口資金借受者で市税を完納しているものとする。

(利子補給金)

第14条 市長は、小口資金借受者が支払うべき利子の一部（利率1パーセントの額）について、利子補給金を交付するものとする。ただし、融資利率が2.5パーセント未満の場合の利子には、これを交付しない。

2 前条に規定する要件については、利子補給金の交付期間内における各年度の申請時点において審査し、該当しない場合は、当該年度の利子には、これを交付しない。

3 返済遅延による利子には、これを交付しない。

4 利子補給金の交付期間は、融資実行日から2年間を限度とする。

（交付申請）

第15条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下田市小口資金利子補給金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類は、初年度の申請のときのみとする。

（1） 融資実行を証するもの

（2） 市税の完納を証する書類

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第16条 市長は、前条の規定による申請が適正であると認めたときは、交付すべき利子補給金の額を決定し、下田市小口資金利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（請求）

第17条 申請者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、下田市小口資金利子補給金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付）

第18条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、申請者に対し利子補給金を交付するものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 下田市小口資金融資制度要綱（以下「旧要綱」という。）及び下田市小口資金貸付金利子補給金交付要綱は廃止する。

- 3 この要綱施行の際、旧要綱により実行された融資（以下「既往融資」という。）については、資金の預託を除き、なお従前の例による。
- 4 既往融資の返済期間中における金融機関基準金利と融資利率との差額については、旧要綱に基づき取扱金融機関との間に同意した融資条件において下田市が補給するものとし、その支払方法等については別に定める。
- 5 第14条第1項の利子補給金については、平成20年12月16日から令和6年3月31日までの間に融資を受けた者にあつては、ただし書の規定にかかわらずこれを交付する。ただし、融資利率が1パーセント未満の場合の利子補給金は、融資利率に相応した額を交付するものとする。

附 則（平成15年4月1日告示第22号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月8日告示第39号）

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

附 則（平成17年4月1日告示第33号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の下田市小口資金融資制度及び信用保証料補給金交付要綱により実行された融資については、改正後の下田市小口資金融資制度及び利子補給金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日告示第34号抄）

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第28号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日告示第50—2号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月15日告示第78号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年12月14日告示第81号）

この告示は、平成22年12月15日から施行する。

附 則（平成23年7月5日告示第53号の2）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

- 2 この告示の施行の際現に改正前の下田市小口資金融資制度及び利子補給金交付要綱の規定により実行された融資については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月27日告示第18号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日告示第17号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年3月27日告示第33号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年12月28日告示第134号）

（施行日）

- 1 この告示は、平成30年12月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成された用紙は、当分の間調整して使用することができる。

- 3 この告示の施行前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当する様式により取り扱ったものとみなす。

附 則（令和2年3月27日告示第64号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月3日告示第11号）

この告示は、公示の日から施行する。